

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
本城校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	5 経営体
個人	39 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

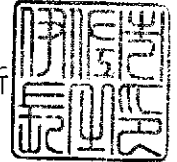
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
湯之尾校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	3 経営体
個人	15 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
菱刈校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	1 経営体
個人	43 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

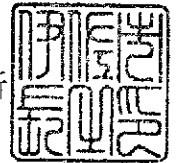
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
田中校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	3 経営体
個人	35 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

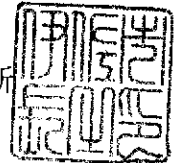
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
針持校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	1 経営体
個人	25 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
曾木校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

{	法人	0 経営体
	個人	16 経営体
	集落営農（任意組織）	0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
羽月西校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	5 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
羽月校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	2 経営体
個人	57 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する



参考様式 2

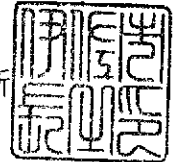
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
大口東校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	0 経営体
個人	55 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

隈元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
大口校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

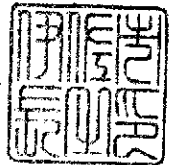
法人	2 経営体
個人	42 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月27日

伊佐市長 隈元新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
牛尾校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年3月18日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	0	経営体
個人	16	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月27日

伊佐市長

隈元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
平出水校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成31年3月18日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	5経営体
個人	13経営体
集落営農（任意組織）	0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する

参考様式 2

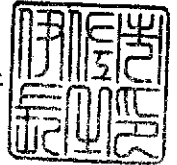
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

伊佐市長

限 元

新



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
山野校区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  

法人	7 経営体
個人	44 経営体
集落営農（任意組織）	0 組 織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
担い手に集積・集約する 団地化を進める  
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する  
耕作放棄地を解消する